

熊本県水道事業基盤強化推進協議会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、熊本県水道事業基盤強化推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 県内水道事業の基盤を強化するための様々な方策について協議等を行い、住民の生活に欠かすことができない安全・安心な水の将来にわたる安定的な供給を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議、検討する。

- 1) 広域連携に関する事。
- 2) 官民連携に関する事。
- 3) 耐震化の推進に関する事。
- 4) 資産管理の活用に関する事。
- 5) 水道施設の有効利用に関する事。
- 6) 人材育成・組織力強化に関する事。
- 7) 給水区域に関する事。
- 8) 危機管理対策に関する事。
- 9) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第4条 協議会は、別表に掲げる県及び市町村等の水道主管課長等で構成する。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 3 会長は、熊本県環境生活部環境局環境保全課長の職にあるものとし、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第3章 協議会の運営等

(会の開催)

第5条 協議会は会長が必要と認めるとき、若しくは会員からの要請があった場合に開催する。

(地域協議会)

第 6 条 協議会には、地域協議会を置くことができる。

2 地域協議会は、原則として「熊本県水道ビジョン」で定められた圏域内の会員で構成する。

3 地域協議会には地域会長を置く。

4 地域会長は地域協議会会員の互選によるものとする。

5 会長及び地域会長は必要に応じて地域協議会を開催する。

第 4 章 事務局等

(事務局)

第 7 条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、県環境生活部環境局環境保全課に置くものとする。

第 8 条 地域協議会の事務を行うため、地域事務局を置く。

2 地域事務局は、県保健所衛生環境課に置くものとする。

第 5 章 雑則

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

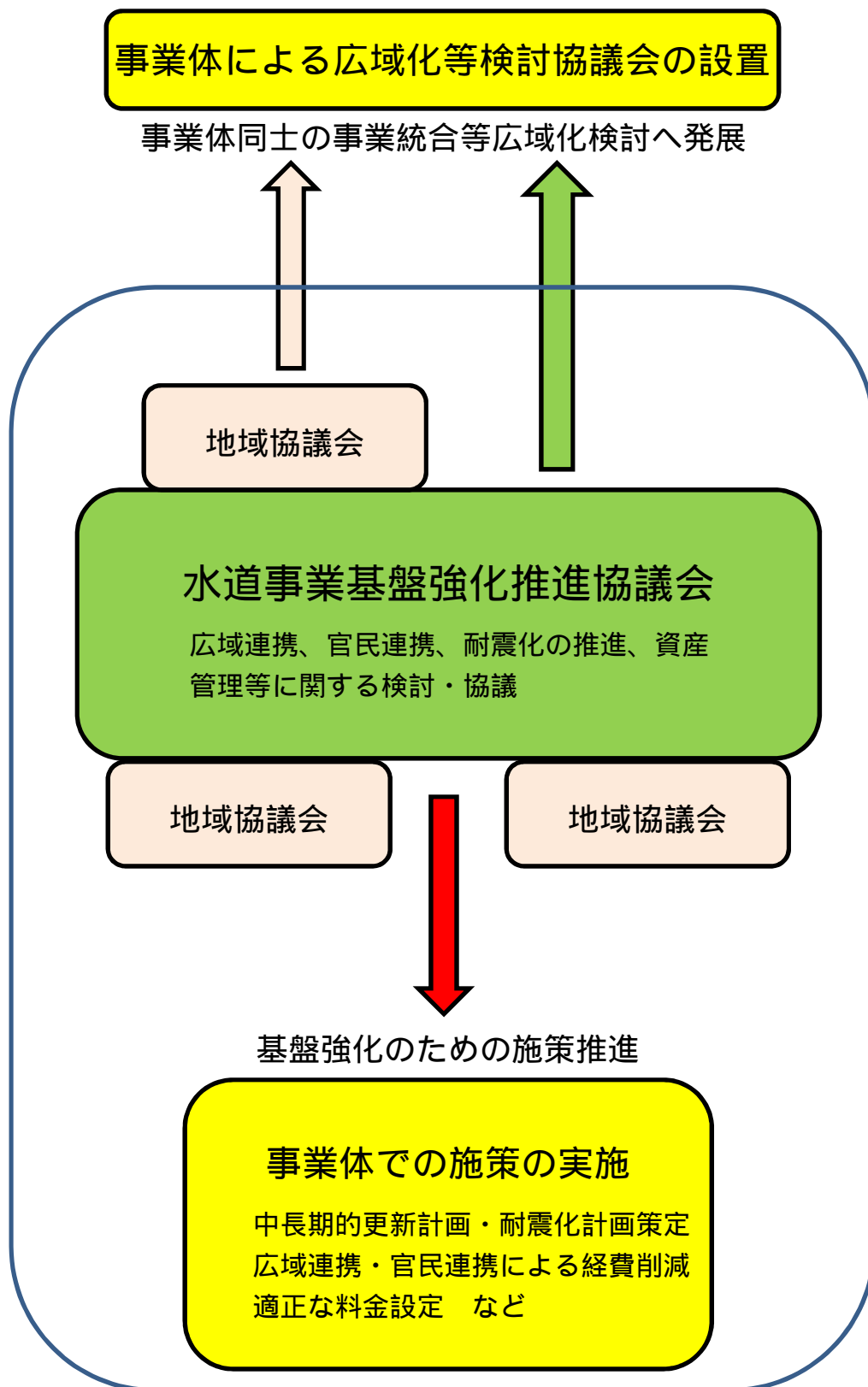
この要綱は、平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

(別表)

	事業体等名
1	熊本県環境生活部環境局環境保全課
2	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
3	熊本県有明保健所
4	熊本県山鹿保健所
5	熊本県菊池保健所
6	熊本県阿蘇保健所
7	熊本県御船保健所
8	熊本県宇城保健所
9	熊本県八代保健所
10	熊本県水俣保健所
11	熊本県人吉保健所
12	熊本県天草保健所
13	熊本市
14	八代市
15	人吉市
16	荒尾市
17	水俣市
18	玉名市
19	天草市
20	山鹿市
21	菊池市
22	宇土市
23	上天草市
24	宇城市
25	阿蘇市
26	合志市
27	玉東町
28	和水町
29	南関町

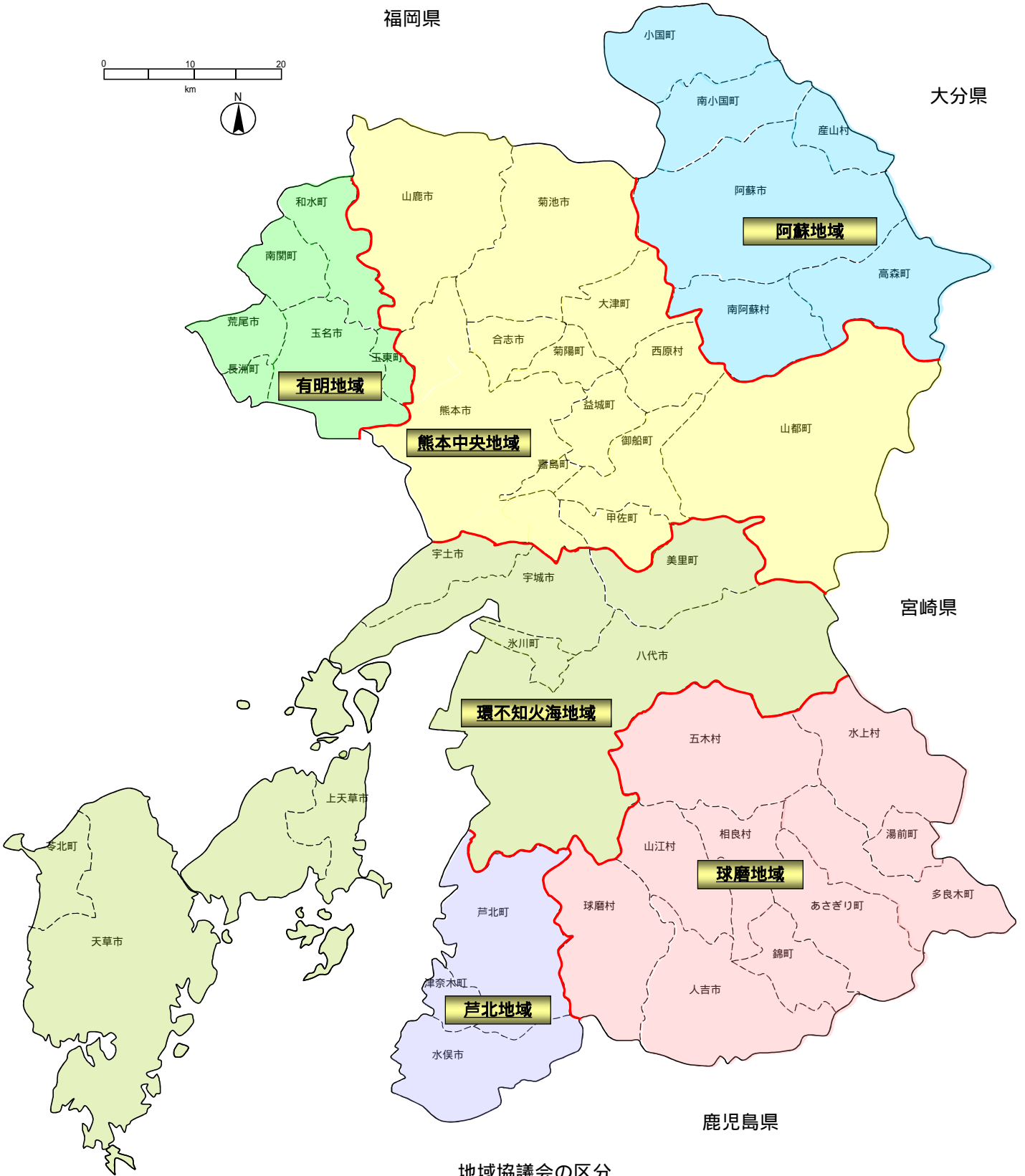
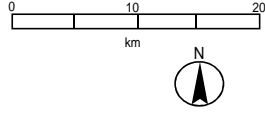
	事業体等名
30	長洲町
31	南小国町
32	小国町
33	産山村
34	高森町
35	南阿蘇村
36	西原村
37	御船町
38	嘉島町
39	益城町
40	甲佐町
41	山都町
42	美里町
43	芦北町
44	津奈木町
45	錦町
46	多良木町
47	湯前町
48	水上村
49	相良村
50	五木村
51	山江村
52	球磨村
53	あさぎり町
54	苓北町
55	大津菊陽水道企業団
56	八代生活環境事務組合
57	上天草・宇城水道企業団

水道事業基盤強化推進協議会の役割



福岡県

大分県



宮崎県

鹿児島県

地域協議会の区分